その他の費用	3,053,730		
臨時損失	25,770,520	8,949,163,082	
（控除）自己収入等			
売払収入	－1,110,905,047		
手数料収入	－166,240		
その他事業収入	－33,007,973		
受託収入	－220,917,670		
その他の収入	－26,877,751		
受取補償金	－84,793,594	－1,476,668,275	
業務費用合計			7,472,494,807
Ⅱ　損益外減価償却相当額			1,248,373,181
Ⅲ　損益外除売却差額相当額			10,842,955
Ⅳ　引当外賞与見積額			－29,936,303
Ⅴ　引当外退職給付増加見積額			－382,879,509
Ⅵ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用			393,165,248
Ⅶ　行政サービス実施コスト			8,712,060,379

重要な会計方針

当事業年度より、「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会　財政制度等審議会　財政制度分科会　法制・公会計部会　平成23年６月28日改訂）」及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」（総務省行政管理局　財務省主計局　日本公認会計士協会　平成24年３月最終改訂）を適用しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

これは中期計画及びこれを具体化する年度計画等（これらの添付書類を含む）において、業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であり、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが困難であるために、費用進行基準を採用する必要があったためであります。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	３～60年
機械及び装置	３～８年
車輌運搬具	４～５年
工具器具備品	３～８年
家畜	４～６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

また、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、当期末の引当外賞与見積額から前期末の引当外賞与見積額を控除して計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

種子　市場価格等を基に算定した価格により評価

貯蔵品　最終仕入原価法

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用は、資本剰余金相当額も含めた政府出資又は地方公共団体出資等の純額に10年利付国債の当期末利回りを参考に0.985％で計算しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

９．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額	8,193,178,755円
⑵　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	322,074,472円

⑶　家畜仮勘定について

家畜仮勘定とは、家畜の成畜までの期間に要した飼養経費を集計したものであります。

２．損益計算書関係

⑴　臨時損失について

①　固定資産除却損は、運営費交付金で取得した建物及び工具器具備品並びに国等から無償譲与された機械及び装置及び工具器具備品の除却に係る計上額であります。

②　固定資産売却損は、国から無償譲与された車両運搬具の売却に係る計上額であります。

③　災害損失は、福島第一原子力発電所の事故に伴い、代替牧草確保のため法人内で輸送を行った際の支出にかかる計上額であります。

⑵　臨時利益について

①　固定資産売却益は、国から無償譲与された機械及び装置の売却に係る計上額であります。

②　受取補償金は、放射能汚染により給与不可となった牧草に対する賠償金、放射能汚染による出荷停止で廃棄した生乳に対する賠償金及び風評被害による家畜売払価格の下落補填に係る計上額であります。

⑶　ファイナンス・リース取引について

リース費用計上額（減価償却費及び支払利息）と運営費交付金の収益化額等が一致しないことにより、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、1,005,540円であり、当該影響額を除いた当期総利益は15,012,142円であります。